

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第7号)の一部改正案の
新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第7号(個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編))

(赤字傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国</p> <p>[規則第 11 条 略]</p> <p>個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国は、<u>EU 及び英国</u>が該当する。ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号) <u>に定める国を指す(ただし、英国は含まない。)</u>。</p> <p>なお、<u>EU 及び英国</u>の指定は、日 EU 間で相互の円滑な個人データ移転を図るために、欧州委員会による日本への十分性認定(GDPR(※)第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。)に併せて行ったものである。</p> <p>[(※) 略]</p>	<p>3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国</p> <p>[規則第11条 同左]</p> <p>個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国は、<u>EU</u> が該当する。ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第1号) <u>に定める国を指す。</u></p> <p>なお、<u>EU</u> の指定は、日 EU 間で相互の円滑な個人データ移転を図るために、欧州委員会による日本への十分性認定(GDPR(※)第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。)に併せて行ったものである。</p> <p>[同左]</p>